

鎌倉市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和7年5月21日

鎌倉市選挙管理委員会
委員長職務代理者 奥津 淑子



定時登録日

変更前 令和7年6月1日

変更後 令和7年6月2日

変更前 令和8年3月1日

変更後 令和8年3月2日